

平成19年度徳島県公立学校教員採用候補者選考審査要綱

徳島県教育委員会

平成19年度徳島県公立小学校，中学校，高等学校，盲学校，聾学校及び養護学校の教員採用候補者選考審査を次のとおり実施する。

1 募集対象

校種等及び職種	教科等	採用予定数
小学校教諭		40名程度
中学校教諭	国語，社会，数学，理科，技術，英語	
高等学校教諭	国語，地理歴史(世界史，日本史，地理)，公民 数学，理科(物理，化学，生物)，英語，工業(機械系， 電気系，建築・土木系，工業デザイン系)，商業，看護	40名程度
盲・聾・養護 学校教諭	小学部	
	中・高等部	
盲学校特殊教科教諭	理療	
中・高等学校教諭	音楽，美術，保健体育，家庭	5名程度
小・中・高等学校養護教諭		10名程度

(注)1 上記のうち教諭の職については，日本国籍を有しない者は，任用の期限を付さない常勤講師として任用する。

2 高等学校教諭の地理歴史，理科，工業については，それぞれ()に示した区分毎に募集する。

3 盲・聾・養護学校教諭の中・高等部の募集教科等については，中学校教諭，高等学校教諭及び中・高等学校教諭に準じて取り扱う。

2 出願資格

次の(1)～(3)の選考区分毎に掲げる条件に該当する者で，地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に規定する欠格条項に該当しない者であり，かつ，出願する校種等及び職種並びに教科等に相当する教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者又は平成19年3月31日までに当該普通免許状を取得見込みの者。

ただし，(2)特別選考のうち に該当する者にあつては，当該普通免許状の取得又は取得見込みがなくても出願できる。

(注)1 盲・聾・養護学校教諭については，各相当校種の免許に加え，小学部にあつては小学校教諭の免許を，中・高等部にあつては中学校教諭又は高等学校教諭のいずれかの免許を有する者(取得見込みの者を含む。)に限り出願できる。

2 「社会」の高等学校教諭の普通免許状を有する者は，「地理歴史」又は「公民」のいずれか一つに限り出願できる。

(1) 一般選考

昭和47年4月2日以降に生まれた者。

ただし，高等学校教諭の「工業」，「商業」又は「看護」に出願する者については，昭和42年4月2日以降に生まれた者。

(2) 特別選考

昭和42年4月2日以降に生まれた者であつて，かつ，次の ~ のいずれか一つに該当する者。該当者は，第1次審査の筆記審査(教養)を免除する。

民間企業等(ただし，教育に関する事業を除く。)で，平成18年3月末現在，通算して5年以上勤務し，その勤務経験により，出願する教科等に関する高度の専門的な知識又は技能を有する者(以下「特別選考」という。)

に該当し，高等学校の「工業」，「商業」又は「看護」の出願を希望する者のうち，特別免許状の取得条件(次頁参照)を満たす者(当該教科の普通免許状の取得又は取得見込みがなくても出願できる。)(以下「特別選考」という。)

特別免許状制度は、様々な分野において優れた知識や技術を有する社会人を学校教育に迎え入れ、学校教育の活性化を図る観点から設けられた制度であり、特別免許状は、都道府県教育委員会が実施する教育職員検定に合格した者に対して授与され、その都道府県内においてのみ効力を有することとなっている。この教育職員検定の実施については、教育職員免許法において次のように規定されている。

教育職員免許法第5条第3項

教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。

- 一 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
- 二 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持つている者

徳島県教育委員会では、上記一・二のいずれにも該当する者が特別選考によって採用内定した場合、教育職員検定の実施に必要な任命権者としての推薦を行うこととしている。

現に他の都道府県に所在する国公立の小・中・高等学校、盲・聾・養護学校又は高等専門学校に在籍する教員（臨時的任用に係る者を除く。）（以下「特別選考」という。）。

過去において本県に所在する公立の小・中・高等学校又は盲・聾・養護学校の教諭又は養護教諭の職にあった者（以下「特別選考」という。）。

(3) スポーツ特別選考

昭和42年4月2日以降に生まれた者であって、かつ、スポーツの分野において、日本選手権大会又はこれに準ずる全国レベルの大会において優秀な成績を収め、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、中・高等学校教諭を志願する者。該当者は、第1次審査を免除する。

優秀な成績を収めた者とは

（個人種目）8位以内で入賞した者

（団体種目）4位以内で、かつ、その大会に選手として登録されていた者

3 出願手続

(1) 受付

平成18年5月29日(月)から6月2日(金)まで

出願書類を持参する場合は、毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。

郵送の場合は書留とし、平成18年6月2日までの消印のあるものに限る。なお、6月1日以降の郵送は、すべて書留速達とすること。

(2) 出願先

〒770-8570 徳島市万代町1-1 徳島県教育委員会教職員課

(3) 出願書類

選考区分に応じて、次のア～カの内、該当する書類を持参又は郵送により提出すること。

選 考 区 分	提 出 す る 書 類
一般選考	ア, イ, ウ
特別選考 及び特別選考	ア, イ, ウ, エ, オ
特別選考 及び特別選考	ア, イ, ウ, エ
スポーツ特別選考	ア, イ, ウ, エ, カ

ア 採用志願書・履歴書（所定のものに写真を貼付すること）

イ 第1次審査結果通知用封筒（長形3号、12cm×23.5cm）

（市販の封筒を用いて、宛名に受審者の住所及び氏名を記入し、500円切手を貼付すること）

ウ 受審票・整理票（所定のものに80円切手を貼付すること）

エ 1000字程度の自己アピールの作文（様式は自由でA4版1枚。校種、氏名を明記。）

オ 勤務経験により、出願する教科等に関する高度の専門的な知識又は技能を修得したことを証明できるもの。
例えば、勤務先の所属長等による推薦書、取得している資格、勤務に関連して執筆し、学術雑誌等に掲載した論文、など。

カ 実績等の概要及び現在の活動状況をまとめたもの（様式は自由でA4版1枚。校種、氏名を明記。）と大会要項、実績を証明できるもの。実績を証明できるものとは、例えば、表彰状、新聞記事等の写しなど。

一般選考受審者のうち「英語」に出願する者であって、第1次審査の一部免除（5（注）3参照）を希望する者は、上記ア～ウの書類に加え、検定実施団体の発行する認定証の写しを提出すること。

4 出願上の注意

(1) 各校種等及び職種並びに教科等のいずれか一つに限り出願できる。

ただし、中・高等学校教諭及び小・中・高等学校養護教諭の受審者は、あらかじめ採用志願書及び整理票の所定の欄に、次の校種区分から採用を希望するものを記入するものとする。

中・高等学校教諭（「中学校」「高等学校」「中学校又は高等学校」）

小・中・高等学校養護教諭（「小・中学校」「高等学校」「小・中学校又は高等学校」）

なお、中・高等学校教諭及び小・中・高等学校養護教諭の合格者の採用時の校種は、その採用の日までに、徳島県教育委員会において決定する。

- (2) 一般選考，特別選考，スポーツ特別選考は，そのいずれか一つに限り出願できる。
 (3) 書類不備のものは受理しない。
 (4) いったん受理した書類は返却しない。
 (5) 出願後の志望変更は認めない。
 (6) 郵送の場合は，校種等及び職種，出願教科等を封筒に朱書きすること。

5 第1次審査

月 日	時 間	実 施 内 容 ・ 会 場 等	
		一般選考受審者	特別選考受審者
7月21日(金)	10:00～10:30	【受付】 城東中学校(徳島市安宅3-2) 小学校教諭 富田中学校(徳島市中昭和町3-77) 中学校教諭，中・高等学校教諭(音楽，家庭) 小・中・高等学校養護教諭 城東高校(徳島市中徳島町1-5) 高等学校教諭，盲・聾・養護学校教諭，盲学校特殊教科教諭，中・高等学校教諭(美術，保健体育)	12:40～13:00 【受付】 会場は一般選考受審者と同じ 13:00～13:10 【諸注意・連絡】
	10:30～10:40	【諸注意・連絡】	
	10:40～12:10	【筆記審査(教養)】 教育公務員として必要な教養及び知識について審査	
	12:10～13:20	昼 食	
	13:20～14:50	【筆記審査(専門)】 教科等の専門的知識及び能力について審査	
7月24日(月)	9:00～17:00	【実技審査(音楽・体育)】 富田中学校(徳島市中昭和町3-77) 小学校教諭	
7月26日(水)	9:30～17:00	【実技審査(音楽・美術・英語)】 徳島県立総合教育センター(板野郡板野町犬伏字東谷1-7) 中学校教諭(英語)，高等学校教諭(英語)，盲・聾・養護学校教諭[中・高等部](音楽，美術，英語)，中・高等学校教諭(音楽，美術)	
	9:00～11:30	【実技審査(水泳)】 徳島県蔵本公園水泳プール(徳島市庄町1-76-2) 中・高等学校教諭(保健体育)	
	13:00～17:00	【実技審査(体育)】 加茂名中学校(徳島市庄町1-76-1) 盲・聾・養護学校教諭[中・高等部](保健体育)，中・高等学校教諭(保健体育)	
	9:30～12:00	【実技審査(コンピュータ)】 徳島県立総合教育センター(板野郡板野町犬伏字東谷1-7) 中学校教諭(技術)，中・高等学校教諭(家庭)	
	12:30～17:00	【実技審査(コンピュータ)】 徳島県立総合教育センター(板野郡板野町犬伏字東谷1-7) 高等学校教諭(工業，商業，看護)	
7月22日(土)～31日(月)のいずれか1日	9:00～17:00	【集団面接審査】 別に指定する日時に行う。 徳島県青少年センター(徳島市徳島町城内2-1)	

- (注) 1 7月22日以降の受付については，受審者案内(7月21日配布)によること。
 2 盲・聾・養護学校教諭受審者の筆記審査(専門)は，その有する免許状の校種に応じ，盲学校，聾学校又は養護学校のいずれかの教育に関し必要な専門的知識及び出願する教科等の専門的知識について実施する。
 3 中学校教諭及び高等学校教諭の受審者で「英語」に出願する者のうち，実用英語技能検定1級合格者，TOEFL 580点(CBT 237点)以上取得者，TOEIC 816点以上取得者については，希望により，実技審査(英語)を免除する。

6 第1次審査の結果

第1次審査の結果は，平成18年8月9日(水)午後2時に徳島県庁構内西側の掲示板及び徳島県ホームページに発表するとともに，同日，受審者全員に発送する。
 第1次審査の合格者は，後日指定する日までに，成績証明書を提出すること。

7 第2次審査 第1次審査に合格した者について実施する。

(1) 小学校教諭，中学校教諭，中・高等学校教諭(音楽,家庭)，小・中・高等学校養護教諭受審者

月 日	時 間	実 施 内 容 ・ 会 場 等	
		一般選考受審者	特別選考・スポーツ特別選考受審者
8月18日(金)	9:30～11:10	【論文審査】 徳島県青少年センター(徳島市徳島町城内2-1)	
	11:30～12:20	【適性検査】 徳島県青少年センター(徳島市徳島町城内2-1)	
	14:00～17:00	【実技審査(水泳)】(小学校教諭) 徳島県蔵本公園水泳プール(徳島市庄町1-76-2)	
8月21日(月) 8月22日(火) 8月24日(木) 8月25日(金)	9:00～17:00	【模擬授業】(養護教諭を除く) 別に指定する日時に行う。 徳島県青少年センター(徳島市徳島町城内2-1)	
		【個人面接審査】 別に指定する日時に模擬授業に引き続き行う。 徳島県青少年センター(徳島市徳島町城内2-1)	
8月18日(金) 8月31日(木)	9:00～17:00	【特別選考・スポーツ特別選考面接審査】 (特別選考・スポーツ特別選考受審者のみ) 別に指定する日時及び場所で行う。	

(2) 高等学校教諭，盲・聾・養護学校教諭，盲学校特殊教科教諭，中・高等学校教諭(美術,保健体育)受審者

月 日	時 間	実 施 内 容 ・ 会 場 等	
		一般選考受審者	特別選考・スポーツ特別選考受審者
8月21日(月)	9:30～11:10	【論文審査】 徳島県教育会館(徳島市北田宮1丁目8-68)	
	11:30～12:20	【適性検査】 徳島県教育会館(徳島市北田宮1丁目8-68)	
8月28日(月) 8月29日(火) 8月30日(水) 8月31日(木)	9:00～17:00	【模擬授業】 別に指定する日時に行う。 徳島県教育会館(徳島市北田宮1丁目8-68)	
		【個人面接審査】 別に指定する日時に模擬授業に引き続き行う。 徳島県教育会館(徳島市北田宮1丁目8-68)	
8月18日(金) 8月31日(木)	9:00～17:00	【特別選考・スポーツ特別選考面接審査】 (特別選考・スポーツ特別選考受審者のみ) 別に指定する日時及び場所で行う。	

8 採用候補者の決定

審査結果を総合的に判定して採用候補者を決定し，採用候補者名簿A(平成19年4月1日に採用予定の者)又はB(欠員状況等により採用予定の者)に登載し，平成18年9月29日(金)午後2時に徳島県庁構内西側の掲示板及び徳島県ホームページに発表するとともに，同日，第2次審査受審者全員に結果を発送する。

採用については，採用候補者名簿の中から必要に応じて決定する。

9 審査結果の開示

第1次審査及び第2次審査の不合格者(本人に限る。)は，それぞれの審査結果について，下記により，口頭による開示請求を行うことができる。

(1) 開示の内容

第1次審査又は第2次審査の科目別得点，総合得点及び総合順位

(2) 受付期間・受付時間

第1次審査及び第2次審査のそれぞれの合格者発表の日の翌日から1週間

ただし，期間中の土・日曜日，祝日を除き，毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(3) 受付場所

徳島県教育委員会教職員課

(4) 本人を確認するために提示を求める書類

受審票又は本人の顔写真が貼付された証明書類(運転免許証，学生証，旅券等)

10 その他

(1) 身体等の事情により，受審に際して特に配慮を必要とする者は事前に相談すること。

(2) 平成19年4月1日時点で当該免許状を有していない場合は採用しない。

(3) 風水害等により審査の実施が困難な場合は日程を変更することがある。なお，7月21日の日程を変更する場合は，NHK及び四国放送を通じて連絡をする。

(4) この選考審査についての情報は，徳島県ホームページ <http://www.pref.tokushima.jp/>に掲載するが，さらに不明な点についての問い合わせは，下記にすること。

徳島県教育委員会教職員課 (電話 088-621-3129, 3130)